

小泉 純一郎 内閣総理大臣 様
小池 百合子 環境大臣 様
尾辻 秀久 厚生労働大臣 様
石綿関連 所管大臣 様

今般のクボタ（社）を筆頭として多くの石綿関連企業において、永年にわたり多くの中皮腫等の患者と犠牲者がでていたとの報道は、ようやく事実が公表されたことを評価すると共に、中皮腫・石綿肺癌・良性石綿胸水などに苦しまされている患者と家族の会として、新たな第一歩が始まったと考えます。

この間の国の石綿対策が誤ってきた理由として、危険である事実が判明していたのに省庁等の取り組みが遅かった面は確かにあります。その点で第二のH I Vという方もいらっしゃると思います。しかしH I Vは旧厚生行政のみの問題でした。石綿がH I Vと異なるのは、問題が多省庁にまたがり、省庁間の連携がない日本の縦割り行政の被害という面が色濃くあったと思います。

空気では、労働環境の空気は旧労働省の労働基準法や労働安全衛生法の範囲で、空気が工場から外にでると環境省の大気汚染防止法の範囲となり、ビルの内部の空気は旧厚生省のビル管理法の範囲となるようです。吹きつけのある建物では、学校は旧文部省、国の建物は旧建設省、自治体の建物は自治体、民間のビルは旧建設省の管理となるようです。火事の点での石綿建材の使用は消防庁、石綿関連企業の管轄は旧通産省で、道路のトンネル内部は旧運輸省、地震は・・・。総合的な対策がとられた事は今までありませんでした。

石綿粉塵によるじん肺＝石綿肺は、1930年代から国（旧内務省）が大阪で調査し、知っていた事実です。石綿肺をださない粉塵対策が古くから可能だった事は、多くのじん肺で明らかにされてきました。石綿粉塵のだす部屋を他から独立させて（空間的隔離）いれば、従業員の石綿肺と中皮腫や肺癌の発症は激減していたでしょう。家族曝露や住民の発症は当然全くなかったと思います。1955年の石綿肺癌、1959年の石綿と悪性中皮腫、の医学的関係の確立以前から、対策はたてられたのです。

労働災害としての補償を被災者本人が諦めることがないよう、そして環境や家族曝露の方達が救済される制度の整備に向けて、私達はこれからも諸団体と協力して、歩んで参ります。

すべての被災者のご家族に謹んで哀悼の意を表します。

1. 小泉内閣総理大臣、小池環境大臣、尾辻厚生労働大臣は、是非中皮腫や石綿肺癌の患者や家族と直接お会いくださり、その声を聞いて下さい。
2. 石綿対策は、多省庁の縦割り行政の問題で生じた問題です。

今後も数十年続く継続した課題ですので、今後2～3ヶ月に1回は関連省庁の石綿政策担当者と、私達「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」を始めとする関連団体（石綿対策全国連・アスベストセンター）との継続した協議の場を是非実施して頂きたいと考えます。今後の国の総合的対策の実施と検証のためにも、継続的な協議の場が絶対必要です。

3. 環境曝露と家族曝露の方の調査を行い、救済する制度を作ってください。

環境曝露や家族曝露は、国が調査を十分してこなかった課題です。早急に調査を行い、家族曝露は労働福祉事業等での救済を、工場や鉱山の被害は公害や鉱害の一つとしての救済を、建物内部等での曝露は関連する制度か新たな制度の整備で、医療費や休業補償や遺族補償の制度を作ってください。21世紀は、関連する全当事者が最初から参加するリスク・コミュニケーションの時代です。厚生労働省及び環境省の研究班で、当事者である患者代表は、委員になれないのでしょうか。もしそうなら時代の常識と、大きくかけ離れている政策だと思えます。

4. 報道で、事実関係を知った日からの時効として下さい。

今回の報道で、アスベストと中皮腫の関係や補償制度を初めて知った方からの相談が寄せられています。時効は、永眠から労災保険では5年間、法律上10年間とされています。事実を知った日からの時効とした対応及び法的措置で、是非多くの方を救済して下さい。

5. 国は、石綿に関する情報を公開して下さい。

国は、この間の石綿関連企業の石綿関連疾患の公表の流れを、更に徹底させ、関連する下請会社や工場を含めた石綿関連疾患の情報を、是非公表するように調査してください。最も多くの情報をご存じの国が所有している石綿関連の情報開示が必要です。

6. 厚生労働省は、石綿関連疾患の診断と治療に、全力をあげて取り組んで下さい。

悪性中皮腫や石綿肺癌に関する診断と治療の進歩が、切実に望まれています。ベメトレキセド（アリムタ）の治験が始まったばかりですが、治験の期間の短縮を図り一日でも早い承認を望みます。また診断と治療を促進する研究体制造りを早急に行ってください。労災の認定にあたっては、職業での曝露歴と中皮腫の診断が正確であれば、認定を速やかにおこなうよう是非お願い致します。

各方面の努力にかかわらず大変残念な事ですが、悪性中皮腫患者の予後を画的に改善する治療法が、現在は少ないのが実情です。患者さんと家族にとって、外来入院含めたケアの体制に関する研究が重要な時期が続きます。厚生労働省は、当事者団体・NPOを含めた中皮腫等のケアに関する研究班を是非設置して下さい。

NCIの様に、厚生労働省内にがん生存者対策室をつくり、患者の生活の質やケアを考える部署を設置して下さい。また、がん患者情報センターを是非つくって下さい。

2005年7月28日

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5階
電話番号：0120-117-554 FAX：03-3637-5052
info@chuhishu-family.net